附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十七年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十七年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第六十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（学芸員補の職と同等以上の職の指定の一部改正）

第一条　学芸員補の職と同等以上の職の指定（平成八年文部省告示第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五号中「学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部改正）

第二条　専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「専任教員は」の下に「、幼稚園」を加え、「及び幼稚園」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部改正）

第三条　沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件

前文中「又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）」を「、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）又は幼保連携型認定こども園」に、「保育所の児童」を「保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第五号において同じ。）」に、「平成十七年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第四号中「幼稚園」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

第五号中「保育所」を「保育所等」に改める。

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正）

第四条　公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

二の4の㈢中「をいう。」の下に「以下同じ。」及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。」を加え、「その際には」を「その際、幼稚園等については」に改める。

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正）

第五条　公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

一の2の㈣の⑶中「をいう。」の下に「及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。」を加える。

附　則

この告示は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第七十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月三十日

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
花器（竹）	平成二十七年三月三十日	平成二十七年四月一日から平成二十八年九月十日まで	株式会社中日新聞社 事業局長　山口　宏昭 愛知県名古屋市中区三の丸一―六―一	北海道立近代美術館 北海道札幌市中央区北一条十七 平成二十七年四月十八日から同年六月十七日まで
			北海道立近代美術館 館長　高橋　教一 北海道札幌市中央区北一条十七	パナソニック　汐留ミュージアム 東京都港区東新橋一―五―一―四Ｆ 平成二十七年七月四日から同年九月六日まで
			株式会社北海道新聞社 取締役事業局長　松田　敏一 北海道札幌市中央区大通西三―六	松坂屋美術館 愛知県名古屋市中区栄三―十六―一 松坂屋名古屋店南館七階